

ESG投融資方針

サステナビリティ基本方針に基づき、環境・社会等に影響を与える可能性のある特定の事業およびセクターへの投融資に関する取組み方針を以下の通り制定します。環境・社会・ガバナンス（ESG）を投融資判断の重要な要素と捉え、本方針に基づき適切な対応に努めることで、持続可能な農業・地域社会の実現に貢献していきます。

1. 環境・社会にポジティブな影響を与える事業に対する取組み方針

以下に例示する事業等に対しては、積極的な投融資支援をしていきます。

- (1) 気候変動リスクを低減する省エネルギー・再生可能エネルギー事業
- (2) 温室効果ガスの排出削減につながる二酸化炭素回収・貯留技術など、脱炭素社会への移行に貢献する技術、取組みへの対応
- (3) 農業・地域社会の持続的発展に資する事業
- (4) 社会インフラの維持・発展、地域の防災・減災に資する事業

2. 環境・社会にネガティブな影響を与える可能性のある特定セクターに対する取組み方針

以下に基づき適切に対応することで、環境・社会への影響を極小化するよう努めます。

(1) 石炭火力発電

石炭火力発電所の新設を資金使途とする投融資は行いません。

ただし、災害時対応や日本政府のエネルギー政策に沿った案件等を例外的に検討する場合、環境や地域社会への影響等、個別案件ごとに背景や特性等に留意の上、慎重に対応します。

(2) 兵器

クラスター弾、対人地雷、生物・化学兵器などの非人道的な兵器を製造する事業者に対する投融資は行いません。

(3) 森林伐採

違法な森林伐採や焼却が行われている事業者に対して投融資は行いません。

3. ESG地域金融の取組み方針

ESG投融資のほか、地域金融機関として、地域資源の持続的な活用による地域経済の活性化を図るとともに、地域課題の解決に向けて、JAや地方自治体等と連携しながら、新たな事業等の構築に関与・協力するなど「ESG地域金融」の推進に取り組みます。

以 上

附 則

- 1. この方針は、2025年1月22日から実施する。